

陸上貨物運送事業者の皆様へ

荷役作業中の安全対策に御協力を！

物流業界全体で荷役5大災害を防止しましょう

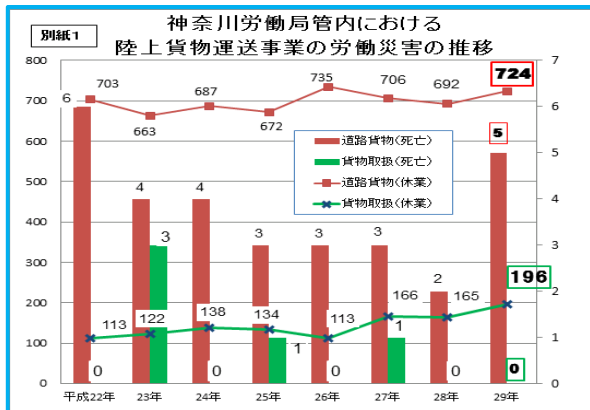
～トラック運転者の安全確保と健康障害の防止に向けた協力要請～

平成29年に神奈川県管内で発生した休業4日以上労働災害のうち、陸上貨物運送事業(以下「陸運業」という。)については925件発生し、昨年よりも66件増加(7.7%)しており、また、平成20年以来900件台になった上、死亡災害が5件発生している状況にあります。

陸運業で発生している労働災害の約7割は、大型物流センター(倉庫)や製造業、建設現場、小売業、港湾施設等の荷主等の荷物の配送先(以下、「荷主先等」という。)で発生し、トラックへの積込み、積卸し作業(いわゆる「付帯作業」)において多発していることから、神奈川県労働局では、陸運業と「全業種」の荷主先等の事業者が互いに協力し連携を図りながら、荷役ガイドライン(平成25年3月25日付け基発0325第1号)に積極的に取り組むよう広く周知をしているほか、荷役作業で死亡労働災害に結び付きやすい「墜落・転落」「荷崩れ」「フォークリフト災害」及びトラックの「無人暴走」「後退時の災害」を「荷役5大災害」に位置付け、荷役作業の安全確保に向け、陸運事業者が特に重点的に確認・実施する事項を7及び8ページのチェックリストに取りまとめましたので、これらの内容を御確認の上、荷役災害の防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

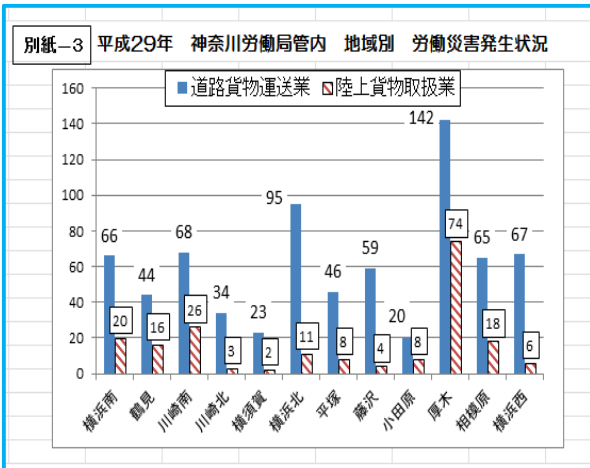
[1] 災害統計等

(1) 神奈川県管内における陸上貨物運送事業の労働災害の推移



道路貨物運送業 (死亡127人 休業4日以上13,181人)			陸上貨物取扱業 (死亡7人 休業4日以上1,391人)		
1	大阪	1,081人 (+63人)	1	神奈川	196人 (+31人)
2	埼玉	926人 (-5人)	1	千葉	196人 (+28人)
3	東京	917人 (+16人)	3	大阪	161人 (+25人)
4	愛知	842人 (+88人)	4	埼玉	136人 (+20人)
5	北海道	777人 (+45人)	5	東京	127人 (+33)
6	神奈川	729人 (+36人)			

資料:平成29年発生労働者死傷病報告受理件数(死傷災害累計)



災害発生状況から

- ・神奈川県管内で発生している陸上貨物運送事業(道路貨物運送業と陸上貨物取扱業)における労働災害は925件となっており、全国ワースト4位となっています。
- ・道路貨物運送業について、729件の労働災害が発生し全国ワースト6位となっており、陸上貨物取扱業については196件発生し全国ワースト1位となっています。
- ・陸運業の労働災害は、大都市圏を中心に主要な高速道路や工業地域を有している地域ほど多発する傾向にあり、災害の多くは、荷主先等の作業場所で発生しています。



(2) 陸上貨物運送事業死亡災害事例

[平成 29 年発生]

発生月 発生時刻	業 種 事業場規模	起 因 物 事故の型	発 生 概 要
1月 4時頃	陸上貨物運送事業 10名～29名	その他 起因物なし	夜勤乗務中、無線で連絡がとれなくなった被災者が道路脇に停まった車両の運転席で心肺停止の状態で見られているのを発見されたもの。その後の調査で過重な業務に従事していたことが認められたもの。
1月 5時頃	陸上貨物運送事業 50名～99名	その他 起因物なし	被災者が自家用車を運転中、ゆるやかな左カーブで反対車線に進入し、そのまま反対車線側の商業店舗に激突した。死亡原因は、腹部大動脈瘤破裂による失血死であった。その後の調査で、特に過重な業務に従事していたと認められた。
3月 16時頃	陸上貨物運送事業 10名～29名	はしご等 墜落、転落	客先にて、トラックに載せた積荷にシートをかける作業を行っていた際、脚立の上に乗って作業していたところ、脚立から墜落した。
4月 16時頃	陸上貨物運送事業 10名～29名	フォークリフト 激突され	コンテナ内において、被災者が1番奥に積み込まれた荷の固定状況をカメラで撮影していたところ、荷を載せたフォークリフトの運転手がそれに気づかずコンテナ内に進入したため、激突された後、1番奥の荷とフォークリフトで運ばれた荷の間に挟まれたままとなったもの。
4月 23時頃	陸上貨物運送事業 30名～49名	トラック 交通事故(道路)	トラックで取引先の印刷工場から翌日の朝刊を配送するため、国道を走行していたところ、交差点を直進で進入中に反対車線から右折してきた乗用車に衝突され、トラックが横転した。搬送先病院で死亡が確認された。

[平成 28 年発生]

発生月 発生時刻	業 種 事業場規模	起 因 物 事故の型	発 生 概 要
5月 14時頃	陸上貨物運送事業 30名～49名	玉掛用具 飛来、落下	被災者が木造建築工事現場に搬入した野地板(総重量600Kg)を現場敷地内に仮置きするため、別事業場の作業者が移動式クレーンで荷下ろし作業を行った際、荷が落下して被災者に激突した。
12月 5時頃	陸上貨物運送事業 50名～99名	トラック 交通事故(道路)	中型トラックに乗って商品の積み込み先へ 向かう途中、緩やかな左カーブを曲がりき れずに反対車線にはみ出し、対向車(大型トラック)と正面衝突した。

・ 上欄の 印太字 の表記は、荷主等の事業場構内・作業現場で発生した死亡災害です。

神奈川県労働局管内では、毎年荷主先等の事業場構内で死亡災害が発生しているため、荷役作業中の安全確保に向け、**荷主等の事業者と陸運業の事業者が連携**を図りながら、**労働安全衛生法**を遵守し「**荷役ガイドライン**」に基づく対策を講じるよう指導を実施しております。

[2] 荷役ガイドラインに基づき陸上貨物運送事業者が行う安全な荷役作業のすすめ方

陸運事業者の多くは、トラックへの積み込み・積卸し等の荷役作業を荷主先等で安全に実施するためには、どのような対策を講じていけばよいのか、さらには荷主先等の事業者とどのように連携を図っていけばよいのか、お悩みになられている事業者が非常に多いものと思われます。

このため、以下の手順を参考にして、「荷役ガイドライン」に基づく取組を実践してみましょう。

安全管理体制の整備

第1段階：「荷役ガイドライン」の取組への**スタートライン**

ア 荷役災害防止担当者を選任する

- ・ 安全管理者や安全衛生推進者、配車部門の責任者等から、荷役災害を防止するための担当者（以下「荷役災害防止担当者」という。）を選任してください。
- ・ **荷役災害防止担当者**の職務内容を安全衛生管理規程等に明記してください。

【職務内容】 荷主先等と荷役作業について**安全作業連絡書等(最終頁参照)の書面による連絡調整**を



荷主先等と連携して行い、荷役作業の労働災害防止に関する事項を決定した上で、トラック運転者にこれらの内容を周知し、安全な荷役作業を実施させる。

ポイント **陸運事業者の「荷役災害防止担当者」は、荷主等の「荷役災害防止担当者」と荷役作業の安全対策や連絡調整を実施するようにしてください。**

「荷役災害防止担当者」を選任したら、「荷役災害防止担当者研修」の受講をお願いします。

イ 事業者による安全衛生方針の表明等

荷役災害を防止するため以下の内容を基本として、組織的かつ継続的に**社員みんなが無理なく取り組む**ことが出来るような安全衛生方針にしていけることが大切です。

【事業者が実施する事項】 … 年度途中から実施していくには …

【第1段階】 荷役災害防止に向けた安全衛生方針の表明。

事業場全体で「荷役災害」の防止に向けた労働者の安全衛生意識を高めるため、「安全衛生方針」を表明する。(今までにどのような災害が発生したのか、具体内容を確認したうえで、決定していく。)

(例) 荷役災害防止3か条宣言

- － 荷台からは、飛び降りない。
- － 体力的・技術的に無理な荷役作業は行わない。
- － 荷役作業は、必ずヘルメットを被って行う。

【第2段階】 安全衛生目標の設定(全従業員が必ず目に留まる箇所に掲示する。)

(例) 無災害目標を設定する。(1年単位、半年単位、3か月単位など。)

無災害カレンダーを作成する。(手作りの日めくりのものでも可)

【第3段階】 安全衛生担当者や荷役災害防止担当者等が中心となって以下の取組をしよう！

荷役作業方法についてリスクアセスメントを実施する。(安全衛生委員会の審議項目であるが、現場スタッフの方々からの意見を踏まえて実施すること。)

- 労働者が安全・安心して作業に従事できるよう「年間安全衛生計画」を毎年策定する。

本年に発生した労働災害やヒヤリハットを基にして、来年度以降社内でのどのような安全衛生対策を講じていけばよいのか、翌年の対策に結びつく内容を年内に整理を行い、荷役作業で使用する「機械・設備」や教育や訓練等の計画を策定していくことが重要。

ウ 荷主等との安全衛生協議組織を設置する

- ・ 安全衛生委員会等で荷役作業における労働災害防止について調査審議を実施してください。
反復・定期的な荷の運搬を請け負う**荷主等**と安全衛生協議会を設置し、荷台等からの墜落・転落災害

の防止対策の協力依頼や荷主先での荷役災害防止対策について協議してください。

荷役作業における労働災害防止の基本ルールを作成

第2段階：安全な荷役作業に必要な**ルール作り**の作成です。

ア 荷役作業の有無の事前確認方法

- ・ 運送契約時等では、荷役作業における陸運事業者と荷主等の役割分担を明確にするよう荷主等に対しても指導をしております。
- ・ 陸運事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について**書面契約**(トラック運送業における書面化推進ガイドライン)の締結を行うようにしてください。

運送の都度、荷主等の事業場で荷役作業を行う必要があるか事前確認していくことも大切です。

【書面化】国土交通省では、トラック運送業における荷主、元請事業者、下請事業者間の取引の適正化を図るため、「標準貨物自動車運送約款」においては**荷主等の義務**として、荷主等からの書面(運送状)の発出を確実にすることが求められており、「書面化推進ガイドライン」等でその内容が明らかにされており、厚生労働省も**荷役作業等の付帯作業**について、**荷役作業の役割分担**を決定した上で、**安全作業連絡書等**により事前に連絡調整することを荷主事業者と陸運事業者に求めています。

イ 余裕を持った着時刻を設定する

- ・ 着時刻を指定するに当たっては、閑散期や繁忙期のほか連休や帰省時期等の道路状況を考慮したものとし、着時刻の指定には余裕を持った弾力的な設定を行い、安全な作業手順やルールのもと安全に荷役作業が行うことが出来るように配慮してください。

荷役 5 大災害防止につなげていきます。

ウ 荷役作業場所でトラック運転者が安全に荷役作業が行えるようにする

- ・ 荷役作業場所の安全性が確保されていない荷主等が多く散見されており、荷の積卸しや荷役運搬機械・荷役用具等を使用するために必要な広さの確保、床面の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷物や資器材の整理整頓等を行い、トラック運転者が安全に荷役作業ができる状況を確保してください。

荷役作業を行う際に注意すべき事項を策定し労働者に周知する

ア 墜落・転落による労働災害の防止対策

- ・ 荷役作業を行う労働者の遵守事項を策定する。
(例)○墜落時保護用の保護帽を確実に着用する。
○荷役作業場所の周囲を事前に確認し、床・地面の凹凸や傾斜、障害物の有無を事前確認してから作業をする。・・・など。
- ・ 墜落の恐れがある荷台の上や荷物の上で作業を実施する場合には、荷主等の事業者と協議を行い、安全な作業設備を準備した上で作業を実施する。
- ・ 荷台への昇降設備の使用(最大積載量5t以上の貨物自動車は法的な義務付けがあること。)
荷役作業場所等の実態を把握し、必要に応じて昇降設備について荷主等と協議を行うこと。

イ 荷役作業に使用する機械・設備等の労働災害防止対策

荷主先等で使用する「フォークリフト」「コンベヤー」「かご車(ロールボックスパレット)」等を使用するには、機械ごとにルール作りが必要となり、安全教育の実施が必要です。さらに、一つ100kg以上の荷物を積み込み・積卸す作業には、作業指揮者の選任が義務付けられています。

「かご車」については、陸災防神奈川支部(☎ 045-472-1818)で講習会が開催される予定です。

安全な荷役作業の実施に向け、「安全作業連絡書」については、荷主等からの記載に御理解・御協力が得られるよう最下欄の「荷主先等の事業場への周知」を御確認の上行ってください。

安全作業連絡書 (例)

この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主又は配送先の作業環境に関する情報をあらかじめドライバーに提供するためのものである。

この安全作業連絡書は、現在使用している作業指示書とあわせて使用する。

発 地		着 地			
積込作業月日	月 日 ()	取卸作業月日	月 日 ()		
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分		
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分		
積込場所	1. 屋内 2. 屋外 1. 荷主専用荷捌場 2. トラック-ミナル 3. その他 ()	取卸場所	1. 屋内 2. 屋外 1. 荷主専用荷捌場 2. トラック-ミナル 3. その他 ()		
積 荷	品 名				
	(危険有害性)	有・無 ()			
	数 量				
	総 重 量	kg (kg/個)			
積 付	1. パラ 2. パレタイス 3. その他 ()				
積 込 作 業	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主 運送業者共同	取 卸 作 業	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主 運送業者共同
	作業人数	名		作業人数	名
	使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他 ()			有・無 1. フォークリフト 2. その他 ()
免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()		免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()	
その他特記事項		作業時には安全靴、保護帽を着用のこと			

陸運事業者の方々へ

「荷主先等の事業場への周知」

上記の「安全作業連絡書」は、荷役ガイドラインに基づく取組を実施するに当たり、安全な荷役作業には欠かすことが出来ないものとなっております。

しかしながら、多くの陸運事業者の方々から荷主等からの協力が非常に困難であるとの意見が多く寄せられたため、最終頁に、安全作業連絡書の記載例と「荷主等のみなさまへ」の書類をご用意いたしましたので、荷主等へご理解、ご協力を求める場合には、「荷主等のみなさまへ」と記載された用紙と別紙の「安全作業連絡書」を荷主等の事業者へお送りいただきますようお願いいたします。

神 奈 川 労 働 局

荷役5大災害防止の取組とは・・・

神奈川労働局

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所における調査等では、トラック運転者が荷主先等で荷役作業中に発生した死亡労働災害を分析したところ、以下の①「墜落・転落」②「荷崩れ」③「フォークリフト災害」、トラックによる④「無人暴走」⑤「後退時の災害」が約80%を占めていることが判明しております。これらを「荷役5大災害」に位置付け、陸運事業者及び荷主等が特に重点的に実施すべき事項を陸運事業者用チェックリスト、荷主等の事業者用チェックリストに分けて自主点検していただき、積極的に荷役災害防止に向けた取組を展開していただきますようお願い申し上げます。

1 「墜落・転落」災害

- ・ 陸上貨物運送事業における労働災害の中でトラックの荷台等からの「墜落・転落」が最も多く発生。
- ・ 67%が「保護帽未着用」で発生。そのうち「高さが2m未満」からの「墜落・転落」が最も多く、もし保護帽を着用していれば死亡災害に至らなかった可能性があります。

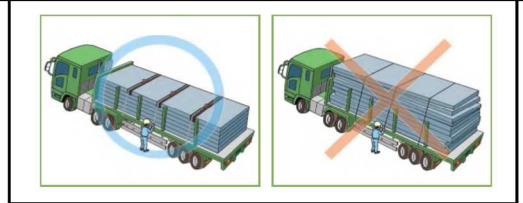


2 「荷崩れ」災害

- ・ トラックの荷台等での「荷崩れ」による死亡災害では、「積みおろし時における被災」が「荷崩れ災害」の半数以上を占めており、荷物の固定・固縛が不適切だった例が多く見られています。
- ※ 通常、積みおろし担当者は積付け時の状況が分からないため、積みおろし時の危険を的確に把握できず、その結果災害に至ってしまうケースがあります。

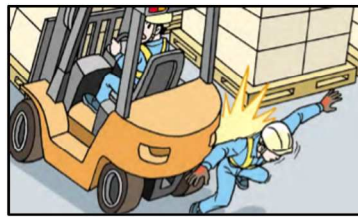
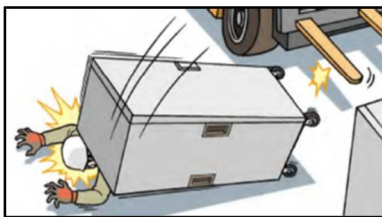


対策 積付け時には、積荷の状態を確認すること（積みおろし配慮）



3 「フォークリフト災害」

- ・ フォークリフトの死亡災害では、フォークリフトのオペレーター（運転手）による不適切な運転操作や、フォークリフトで持ち上げた荷物の荷崩れ、フォークリフトと別の作業員との接触など、オペレーター並びに周辺にいる他の作業員が本来禁止されている行動を取ったことによるものが多いことが判明。



**事業者・作業員は
次のような対策を講じましょう**

- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 複数の作業員で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置しましょう
- ▶ フォークリフトに係る安全研修を実施しましょう

4 トラックによる「無人暴走」

- ・ パーキングブレーキを使用しなかった、再度ブレーキが緩かったなどで降車したことが大半。



5 トラック「後退時の災害」

- ・ トラック後方にいた被災者がトラックの後退に気が付かなかったものが多い。



※ 詳しくはホームページをご覧ください。

重大な労働災害を防ぐためには

検索

陸上貨物運送事業 荷役5大災害防止 チェックリスト

(チェック欄記入方法:「 」 実施している。「 」 一部実施している。「x」 実施していない。)

災害の種類	チェック項目		チェック (、 、 xの記入)	改善方針等 (問題点とそれに対する改善方針、実施時期等を具体的に明記してください)
共通事項	保護帽の着用	最大積載量が5トン以上のトラックの荷役作業においては必ず保護帽を着用させていますか。 ----- 上記以外の場合の荷役作業においても保護帽の着用させていますか。		
	耐滑性のある靴の着用	雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には、耐滑性のある靴(Fマーク)を使用させていますか。		
墜落・転落災害	作業計画の作成等	作業計画、作業手順書を作成し、複数の作業員で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置していますか。		
	作業床等の使用	荷台の上での作業については、あおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットホーム等を使用するなどし、荷台のあおりに乗っての作業を避けさせていますか。		
	昇降設備の使用	荷台への昇降設備を用意し、最大積載量が5t以上のトラックの荷台への昇降は、昇降設備を使用させていますか。 ----- 最大積載量が5t未満のトラックの荷台への昇降についても、昇降設備(踏み台等の簡易なものでもよい。)を使用させていますか。		
	荷や荷台上での作業	荷や荷台の上で作業を行う場合は、荷台端付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりさせないようにしていますか。不安定な荷の上では移動させないようにしていますか(一度地面に降りて移動すること。)		
	安全帯の使用	安全帯を取り付ける設備がある場合は、安全帯を使用させていますか。		
荷崩れ	作業計画の作成等	作業計画、作業手順書を作成し、複数の作業員で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置していますか。		
	適切な荷付けの実施	積付けの際、積みおろしを行う労働者が安全に積みおろしができるよう配慮した積付けを行い、適切な固定・固縛を行わせていますか。		
	走行中の荷への配慮	荷崩れに繋がりがしやすい荒い運転(急制動、急発進、急旋回等)をさせないようにしていますか。トラックで輸送中、適宜停車時に積荷の固定・固縛方法を点検させていますか。		
	荷下ろし時の配慮	ロープ解きの作業、シート外しの作業、荷台のあおりやウイングを動かす場合、荷室扉を開ける場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行わせていますか。		
	教育の実施	荷の固定・固縛方法に係る教育を実施していますか。		

フォークリフト使用時	作業計画の作成等	作業計画、作業手順書を作成し、複数の作業者で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置していますか。		
	適切な資格者による運転	フォークリフトの運転は、最大荷重に合った資格を有している労働者に行わせていますか。		
		フォークリフトの操作に慣れていない場合は、一定期間は指導者の指導の下で作業を行わせていますか。		
	用途外使用の禁止	フォークリフトの用途外使用(人の昇降等) 運転席からの身の乗り出し等の危険な行為をさせないようにしていますか。		
	安全な運転	停止、急旋回を行わせないこと。バック走行時には、後方(進行方向)確認を徹底させていますか。		
走行場所の区分	自社の施設内にあつては、フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分していますか。			
無人暴走	作業手順の作成	トラックの停車、ドライバーの降車、トラック内での待機について、作業手順を定めていますか。		
	逸走防止措置の実施	降車時には必ず逸走防止措置(パーキングブレーキ エンジン停止 ギアロック 輪止めの4点セット)を実施させていますか。		
	逸走時の措置	万一、トラックが動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとすることは厳禁とし、周囲への警告を発せさせるようにしていますか。		
	降雪・凍結時の配慮	降雪・凍結した坂道(わずかな傾斜も含む)では、原則として停車させないようにしていますか。		
トラック後退時	確実な後方確認の実施	トラックの後方の状況が十分確認できない場合は、トラックを後退させないようにしていますか。		
	後退誘導による後退時の配慮	後退誘導担当者がある場合、誘導担当者が目視できる状態で後退を行い、声や笛などの音声のみで後退の可否を判断させないようにしていますか。		
	後退警告音	原則として、後退警告音の音量は下げないようにしていますか。やむを得ず下げる場合は、バックモニター等その他の安全対策を併用させるようにしていますか。		
	誘導員の配置	自社の施設内にあつては、誘導員を配置し、トラックを安全に誘導させていますか。		
	走行場所の区分	自社の施設内にあつては、トラックの走行場所と歩行通路を区分していますか。		

上記の事項のほか、荷役作業時に陸運事業者が実施すべき総合的な実施事項が、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に定められています。本ガイドラインに基づき一層の取組をお願いします。詳しくは、以下HPを参照されるか、神奈川労働局、各労働基準監督署にお尋ね下さい。

チェックリストの記入要領は、神奈川労働局ホームページに掲載しておりますので、参考にしてください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/131017.pdf>

荷主等のみなさまへ

荷役作業における安全対策への御協力について

神奈川労働局管内においては、陸上貨物運送事業(道路貨物運送業と陸上貨物取扱業のことをいう。以下「陸運業」という。)で働く労働者(以下「トラック運転者」という。)の休業4日以上の労働災害が毎年800件以上発生しているほか、死亡災害も発生しております。

その約7割が大型物流センター(倉庫)や製造業、建設現場、小売業、港湾施設等の荷主先や配送先等(以下「荷主先等」という。)で荷役作業中に発生しています。

当局管内の荷主先等で発生した荷役作業中の労働災害やこれまでに各労働基準監督署において指導を実施した結果を分析したところ、トラックへの積込み・積卸し作業の多くがトラック運転者により行われているものの、荷役作業等の付帯作業の有無を何ら書面等で明確にしないまま荷役作業を実施させている荷主先等が多いことが判明したため、現在、「荷役ガイドライン」(平成25年3月25日付け基発0325第1号)に基づいた取組に向け、陸運業及び「全業種」の荷主等の事業者に対し指導を展開しているところです。

つきましては、荷役ガイドラインに基づき、荷主先等において「荷役災害防止担当者」を選任の上、別紙の「安全作業連絡書」により、取り扱う荷物の重量、荷役作業時に使用する機械設備、荷役作業の有無や役割分担等を記載いただき、荷主先等で行う荷役作業に係るこれらの情報等を陸運業の「荷役災害防止担当者」及び着荷主等にお伝えいただきますようお願いいたします。

また、荷役時間や荷待ち時間、道路の混雑状況(特に、通勤時間帯)等、トラック運転者の健康障害の防止に十分考慮した弾力的な着時間の設定に御配慮頂き、安全な物流輸送の向上に御理解・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

神 奈 川 労 働 局

安全作業連絡書

別紙

この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主又は配送先の作業環境に関する情報をあらかじめドライバーに提供するためのものである。

この安全作業連絡書は、現在使用している作業指示書とあわせて使用する。

発 地		着 地		
積込作業月日	月 日 ()	取卸作業月日	月 日 ()	
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分	
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分	
積込場所	1. 屋内 2. 屋外 1. 荷主専用荷捌場 2. トラック-ミナル 3. その他 ()	取卸場所	1. 屋内 2. 屋外 1. 荷主専用荷捌場 2. トラック-ミナル 3. その他 ()	
積込作業	品 名			
	(危険 有害性)	有 ・ 無 ()		
	数 量			
	総 重 量	kg (kg/個)		
	積 付	1. パラ 2. パレタイズ 3. その他 ()		
積込作業	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主 運送業者共同	取卸作業	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主 運送業者共同
	作業者数	名	作業者数	名
	使用荷役機械	有 ・ 無 1. フォークリフト 2. その他 ()	使用荷役機械	有 ・ 無 1. フォークリフト 2. その他 ()
免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()	免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()	
その他特記事項 作業時には安全靴、保護帽を着用のこと				

荷役ガイドラインに基づく「陸運事業者と荷主等との連絡調整」に御協力ください。



発荷主等が、配送先の着荷主等と荷卸し時の役割分担や実施事項を連絡調整し、「安全作業連絡書」を作成のうえ、安全に荷役作業が実施できるよう発荷主等から陸運事業者及び着荷主先等へ通知するよう御協力お願いいたします。